

平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会社名：株式会社 エスティック
代表者：代表取締役社長 鈴木 弘
(コード番号：6161 東証マザーズ)
問合せ先：取締役管理本部長 伊勢嶋 勇
電話番号：06(6993)8855

取締役に対するストックオプションに関するお知らせ

当社は平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定に関して承認を求める議案を、平成19年6月19日開催予定の第14回定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い、取締役に対して発行するストックオプションが、株主総会において承認をいただくべき報酬等に含まれることとなりました。当社の取締役の報酬額は本総会に付議する第3号議案「取締役及び監査役の報酬等の額改定の件」が承認されますと、年額100百万円以内となりますが、当該報酬額とは別枠にて、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5百万円を上限として設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は4名であります。本総会に付議する第2号議案「取締役1名選任の件」が承認されますと、取締役は4名となります。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

取締役に対して当社普通株式100株を本株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役に対して100個を本株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、次の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(4)新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から2年を経過した日から3年以内とする。

(5)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職および転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、権利行使をなしうるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6)新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

新株予約権者が、(5)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

その他の取得事由および取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8)行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

3.新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4.新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注)上記内容につきましては、平成19年6月19日開催予定の当社第14回定時株主総会において、「取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認されることを条件と致します。

以上